

私（高松次郎）は、父（高松一夫）から、非上場株式である甲株式会社の株式50,000株と現金500万円の贈与を受けました。私は、贈与を受けた株式について、非上場株式等についての納税猶予の特例措置^{（注1）}の適用を受けます。父は直系尊属であり、令和6年1月1日において、私は18歳以上です。そのため、「特例税率」^{（注2）}を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、父からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

（注） 1 制度のあらましについては、国税庁ホームページを参照してください。
2 「特例税率」については、「令和6年分贈与税の申告のしかた」の35ページを参照してください。

「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の④（次ページ参照）から転記します。なお、特例措置（⑪欄）と一般措置（⑬欄）では記入欄が異なりますので、注意してください。

- 相続時精算課税の適用を受ける場合には「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- また、本事例の制度（特例措置）ではなく「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（一般措置）の適用を受ける場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

【特例措置用】

特例経営承継受贈者の氏名		高松 次郎		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)		高松 一夫	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の①欄の株式等の数等について「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。							
1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社							
① 会社名	甲 株式会社			⑨ 特例承認計画の提出及び確認の状況	提出年月日	令和6年 9月 25日	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	××××××××(高松 署)			確認年月日	令和6年 10月 24日		
③ 事業種目	金属加工機械製造業			確認番号	××××		
④ 贈与の時にける資本金の額	25,000,000 円			⑩ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	令和6年 12月 14日	
⑤ 贈与の時にける資本準備金の額	5,000,000 円			認定番号	××××		
⑥ 贈与の時にける従業員数	20 人			⑪ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無	
⑦ 贈与の時にける特例経営承継受贈者の役職名	代表取締役						
⑧ 特例経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成21年 4月 1日						
2 特例対象贈与の判定							
受贈年月日	① 贈与の時にける発行済株式等の総数等 6・1・16			② 贈与により取得した株式等の数等 60,000 (株)・口・円			
③ 特例対象贈与の判定（特例経営承継受贈者が1人の場合） ※ 同一の贈与者から、同一一年中に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。							
a 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)	b 贈与者が贈与の直前において保有していた株式等の数等	c 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	d 基準となる株式等の数等 (i) $a > b + c$ の場合 ⇒ b (ii) $a \leq b + c$ の場合 ⇒ (a - c) ※ (a - c) が赤字の場合は「0」	e 判定 d(i) の場合 ⇒ ② = d d(ii) の場合 ⇒ ② ≥ d			
40,000 (株)・口・円	50,000 (株)・口・円	10,000 (株)・口・円	30,000 (株)・口・円	通	否		
3 特例対象受贈非上場株式等の明細							
① 上記2の②欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	50,000 (株)・口・円			② 1株（口・円）当たりの価額 (裏面の「3(2)」参照)	1,400 円		
				③ 価額 (①×②)	70,000,000 円		
4 特例株式等納税猶予税額の計算							
① 上記3の③欄「A」の価額	② 基礎控除額		③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)		④ ③に対する税額 (特例株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)		
70,000,000 円	1,100,000 円		68,900,000 円		31,495,000 円		
5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等 この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づき、上記3の①欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。							
贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等				
イ			株・口・円				
ロ			株・口・円				
ハ			株・口・円				
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）			株・口・円				
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記3の①欄の数等と一致します。							
6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項 この欄は、特例経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。							
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名				
贈与・相続等	年 月 日	署	署				
7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・						円	
・							
・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)							%
上記の明細の内容に相違ありません。							令和 年 月 日
所 在 地				会 社 名			
				代表者氏名			
※ 税務署整理欄 法人管轄番号 入力 確認							
※欄には記入しないでください。							

(令和元年分以降用)

特例経営承継受贈者が2人又は3人の場合は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」を使用します。この場合、③のa～e欄の記入は不要です。

贈与により取得した株式等のうち、納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等を①欄の株式等の数等に記入します。

本事例では、父からの贈与について「特例税率」の適用を受けるため、「特例税率」により計算します。

申告書第一表の⑪（前ページ参照）に転記します。

- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合には、「(令和6年分用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（特例措置）の適用要件チェックシート」等で適用要件及び添付書類をご確認ください。
- なお、これらのチェックシートは申告書を提出する際に併せて提出してください。

(令和6年分用)

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けるため(注)の適用要件を確認する際に使用してください。
- 2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- (注)「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除』(一般措置)の適用要件チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称：

贈与者氏名：

受贈者(特例適用者)

住 所

氏 名

電話

()

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

項目	確認内容（適用要件）		確認結果		確認の基となる資料
贈与者	(1) (2)の場合以外の場合ですか。		はい		－
	贈与前のいずれの日	① その会社の代表権（制限が加えられたものを除きます。以下同じです。）を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	贈与の直前(注1)	② 贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
		③ 贈与者が贈与者及び贈与者と特別の関係がある者（会社の特例経営承継受贈者となる者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
	贈与の時	その会社の代表権を有していますか。	いいえ	はい	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	(2) その会社の非上場株式等について既に租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定（以下、「特例措置」といいます。）の適用を受けている者等がありますか。		はい		○ 特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）など
	贈与の時	その会社の代表権を有していますか。	いいえ	はい	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
後継者（受贈者）	贈与の時	① 次のイ、ロの場合に応じて、どちらかの要件を確認してください。 イ その会社の非上場株式等の取得が最初の特例措置の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈による取得である場合 平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の贈与による取得ですか。 ロ イの場合以外の場合 イの最初の取得の日から特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与による取得ですか。(注4)	はい	いいえ	○ 認定書の写しなど
		② 18歳以上ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍の謄本又は抄本
		③ その会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
		④ 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
		⑤ 次のイ、ロの場合に応じて、どちらかの要件を確認してください。(注5) イ 後継者が1人の場合 後継者及び後継者と特別の関係がある者(その後継者以外の特例措置の適用を受ける者を除きます。ロにおいて同じです。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) ロ 後継者が2人又は3人の場合 総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
	贈与の日	○ 贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員でしたか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	贈与の時から申告期限まで	○ 特例対象受贈非上場株式等の全てを保有していますか。(注6)	はい	いいえ	○ 特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）など

※ 2面に続きます。

(1面からの続きです。)

項目	確認内容 (適用要件)		確認結果		確認の基となる資料
後継者 (受贈者)	申告期限 まで	① その会社の非上場株式等について、租税特別措置法第70条の7第1項、第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項の規定の適用を受けていませんか。 ② 円滑化省令第17条第1項の確認(同項第1号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第1項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けた会社の特例後継者ですか。(注7)・(注8)	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など ○ 確認書の写し
会社	贈与の時	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注7) ② 中小企業者ですか。 ③ 非上場会社ですか。 ④ 風俗営業会社には該当していませんか。(注9) ⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注10) ⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注11)・(注12) ⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注13) ⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注14) ⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者その他の者のみが保有していますか。(注15) ⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい はい はい はい はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	○ 認定書の写し ○ 従業員数証明書 ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など ○ 特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など

(注) 1 代表権を有していた贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。

2 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

3 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。
 なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。

4 「特例経営贈与承継期間」とは、この特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの特例の適用を受ける特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(1) 後継者の最初のこの特例の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
 (2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

5 ⑤のイ又はロのいずれかの場合に該当するかは、その贈与者から同一年中にその会社の非上場株式等を贈与により取得した後継者の数によります。

6 「特例対象受贈非上場株式等」とは、租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する株式等をいいます。

7 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。

8 「特例後継者」とは、円滑化省令第16条第1号ロに規定する者のことをいいます。なお、円滑化省令第17条第1項の確認は、令和8年3月31日までに円滑化省令第16条第1号に規定する特例承継計画を都道府県知事に提出し、その確認を受けることとされています。

9 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。

10 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第7項において準用する同令第40条の8第8項に規定する会社をいいます。

11 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項において準用する同令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。

12 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の50%超の数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限りです。

13 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。

14 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第9項において準用する同令第40条の8第10項第1号の総収入金額をいいます。

15 「後継者その他の者」とは、その会社の非上場株式等につき特例措置の適用を受けている者など、租税特別措置法施行令第40条の8の5第1項第2号に掲げる者をいいます。

(令和6年分用)

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の提出書類チェックシート

- (はじめにお読みください。)
- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けるため(注)の提出書類を確認する際に使用してください。
- 2 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- (注)「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除』(一般措置)の提出書類チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称：

贈与者氏名：

受贈者(特例適用者)

住 所

氏 名

電 話

()

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

	提 出 書 類	チェック欄
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける非上場株式等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類(「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」に必要な事項を記載してください。)	☐
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限りま	☐
3	贈与の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	☐
4	円滑化省令第7条第14項の都道府県知事の認定書(円滑化省令第6条第1項第11号又は第13号の事由に係るものに限りま	☐
5	円滑化省令第17条第5項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し	☐

- (注) 1 担保提供書及び担保関係書類が別途必要となります。
- 2 この制度の適用に係る贈与者から贈与を受けた非上場株式等について相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」及びその添付書類の提出が別途必要になります。なお、当該贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前に「相続時精算課税選択届出書」を提出している場合には、再度提出する必要はありません。
- (参考) 相続時精算課税の適用要件
- ・贈与者…その年の1月1日において60歳以上である者
 - ・受贈者…その年の1月1日において18歳以上である者で、次に掲げる者
 - ① 贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫
 - ② ①以外の者で、租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受ける者